

論説

隋代弘農楊氏の研究—隋唐政権形成期の「門閥」—

堀 井 裕 之

はじめに—弘農楊氏研究の課題—

隋唐政権の性格を解明していくうえで、支配階層の一翼を担った漢人「門閥」¹⁾の存在は、避けては通れない問題である。ところが、従来の研究では北魏末の六鎮の反乱から隋唐政権が形成していく過程において、所謂「關隴集團」²⁾に注目が集まり、そこに「門閥」がどのような役割を果たしたのかについては、あまり論じられてこなかった。本稿では代表的な「門閥」である弘農華陰楊氏、そのなかでも越公房と呼ばれる系統を取り上げ、彼らが隋朝政権下で繁栄を極めて絶大な権勢を振るった背景について、近年、陸続と出土している越公房楊氏の墓誌を手掛かりにして考察する。そのうえで、隋唐政権の形成過程における「門閥」と国家の関係について展望するものである。

越公房楊氏は、北魏後期に活躍した漢人門閥官僚の楊鈞を始祖とする。その子の中でも楊暄・楊穆・楊儉・楊寬の系統は西魏・北周・隋・唐に仕えて代々高官を輩出して、弘農楊氏の本宗とみなされた³⁾。彼らは隋代に最盛期を迎えたが、それを導いたのが、楊鈞の嫡曾孫にして家長格の楊素であった。彼は江南平定の武功を契機にして宰相職の内史令・尚書左右僕射・尚書令を歴任して権勢を振るい、その一族もまた三省長官・六部尚書・大州の総管・刺史などの要職を歴任した。また、楊素は晋王楊広（煬帝）の立太子と皇帝即位に大きな貢献を果たし、その嫡子楊玄感は楊広の

(2)

失政に乗じて反乱を起こして隋末の動乱を本格化させ、唐朝創業の先駆けとなった。このように隋朝の勃興と衰退に大きな影響を与えた越公房楊氏は、隋唐政権形成期の門閥を考えるうえで格好の材料となるのである。

隋代の越公房楊氏に関する先行研究として、隋唐政権の形成過程やその性格の解明を視野に入れて楊素・楊玄感の事跡を考察した布目潮颯氏⁴⁾や、当該時期の門閥官僚の典型として楊素とその一門を取り上げた欠端実氏⁵⁾の研究がある。両氏の研究は重なり合う点、あるいは相互補完する点がある。まず、両氏ともに楊素が本貫地との地縁を保持する漢人門閥弘農楊氏の本宗であることを指摘し、本来は北族であった隋室が自ら弘農楊氏を標榜したため、越公房楊氏に敬意を払い重用せざるを得なかったと推論する。また、欠端氏は越公房楊氏が為政者として清廉で公平な儒教的倫理観を身に着けることを家風としたことが、代々高官を輩出したことにつながり、これを楊氏が勃興した一因とみる。欠端氏は楊氏が門閥官僚と在地有力者との両面から楊氏の基盤の解明をしようとすることに對して、布目氏は官僚的側面のみを重視し、隋代の楊氏の勃興も楊素の個人的能力によって獲得した功績や官爵が作用したものとみている。そのほか、楊素は詩人としても著名であり、その作品の解釈を通して、彼の内面や交友関係を掘り下げた研究もある⁶⁾。

従来の越公房楊氏の研究は主に正史史料を中心に行われてきたが、近年では大量の墓誌が彼らの本貫地である華陰（陝西省華陰市・潼関県一帯）より出土し、史料的情况が激変した。こんにち、現存している越公房楊氏の墓誌は、筆者の管見の限りでは49枚にも及び、それらを整理すると、表1「越公房楊氏墓誌一覧表（北魏後期～隋唐前半期）」のようになる。これらの墓誌の出現によって、文献史料には残されていない当該時期の越公房楊氏の官歴（取得官品）・婚姻関係・居住地・埋葬地の状況など、その存在形態や存立基盤、社会的地位を考察するうえで基準となる情報を大量に得られるようになったのである。それに触発されて、弘農楊氏の研

究が活況を呈しており、なかでも、新古墓誌を網羅的に考察し、北朝～隋唐初期の越公房楊氏の門閥としての特徴や存在形態を掘り下げた研究として、王慶衛・王煊両氏が連名で出された一連の論考⁷⁾や、楊為剛氏⁸⁾・呂冠軍氏⁹⁾の成果がある¹⁰⁾。諸氏の見解はほぼ一致しており、南北朝～隋唐期の漢人門閥の存在形態の変遷を論じる毛漢光氏の「中央化」説¹¹⁾、陳爽氏の「双家制」説¹²⁾をふまえて、楊氏が北朝後半期は郷里華陰と首都に邸宅を所有して郷里・官界の双方に基盤を築き、隋唐期に入ると郷里の基盤を放棄して在地有力者の側面を失い、兩京（長安・洛陽）に居住して国家権力へ依存していったことを論じる。

墓誌出現以降の越公房楊氏の研究を総括すると、大量の楊氏の事例を統計的に分析して、毛氏・陳氏の理論を裏付けることが主眼にあり、一つの論考で北朝後半から唐代までという長い期間を考察範囲としているため、両氏の説より逸脱した楊氏独自の特徴について踏み込んだ考察がされていないことが大きな問題点として挙げられる。そこからは次の二つの課題を指摘できる。

第一の課題は、「越公房楊氏墓誌」全49枚のうち38枚が本貫地より出土しており、当該時期の楊氏が郷里と強い繋がりがあったことが示唆され、官僚としてだけでなく在地有力者としての側面も見ることが出てきた。ところが、墓誌出現後の研究においても、北朝期に郷官（出身地の州郡長官・僚佐）を輩出したこと、邸宅・墓葬地が本貫地に存在したことを指摘するのみで、さらに一步踏み込んで、楊氏が具体的に郷里にどのような基盤を築いていたのか、それが彼らの官界における繁栄とどのように結びついていたのか、先行研究では明らかにされていない。

第二は、布目・欠端両氏と同じく王慶衛・王煊両氏は、越公房の繁栄の一因として隋室と同族関係を結んだことを指摘しながらも、楊氏の成員が宗正寺・太子宗衛関連の官職に就任する傾向にあったことを見落としている。これらの官職は基本的に皇族が就任するものであり、同族関係を結ん

(4)

だとされる越公房と隋室、ひいては「門閥」と国家の関係を考えるうえで、大きな手掛かりとなるはずである。

以上の二点に付け加えて、「門閥」研究そのものが抱える課題もある。布目氏は楊素の台頭を彼個人の能力に帰して、「門閥」あるいは「貴族」としての側面を軽視したが、その背景には、「貴族」や「豪族」、「門閥」という用語の概念を曖昧なものとする氏の問題意識がある¹³⁾。例えば、「山東五姓」など同時代史料で名門とされている氏族を、仮に一流の「貴族」、すなわち「門閥」と見なすにしても、その同族的結合がどこまで及ぶのかは氏族ごとに異なり、その都度の考証が必要となってくるのである。

そこで、本稿では以上の課題をふまえたうえで、第1章では越公房楊氏の本貫地における埋葬地・居住地を手掛かりにして、彼らの族的結合の範囲を確定するとともに、郷里における基盤について論じる。第2章では、越公房楊氏と隋室の関係について、宗正寺・太子宗衛関係の官職に任命された越公房の事例に着目して考察する。最後に本稿の総括をして隋唐政権形成期における「門閥」と皇帝権力との関係について展望を示したい。

表1 「越公房楊氏墓誌一覧表（北魏後期～隋唐前半期）」

No.	誌主（別名）	房支	埋葬年	埋葬地（出土地）	出典	目録
1	楊恩（宥）	鈞父	永平2年11月11日	記述無し（洛陽出土？）	蒐佚14, 王2013	99
2	楊鈞	始祖	建義元年9月30日	華山之下	近新楊鈞, 千唐440, 蒐統70	447
3	楊儉	儉支	大統8年3月6日	華陰之原	千唐442 ※拓本未刊, 千唐誌齋で展示	1002
4	楊褒（文義）	儉支	大統17年3月29日	先君（儉）墓次	集刊12	1019
5	楊穆	穆支	廢帝2年11月25日	華陰之南原	北京大学図書館蔵拓本	—
6	楊寬（越勤寬）	寬支	保定元年11月7日	華陰県潼郷習仙里	北京大学図書館蔵拓本	—
7	羅氏	儉支 儉妻	保定3年2月25日	華陰之旧塋	千唐444 ※拓本未刊, 千唐誌齋で展示	1034
8	楊操（越勤操）	暄支	建徳3年11月3日	華陰之旧塋	千唐445	1097

9	楊濟 (越勤濟)	暄支	建徳6年4月7日	華陰東原旧塋之所	千唐446, 蒐佚62, 校注10-300 ※千唐誌齋で展示	1109
参考	楊敷	暄支 鈞嫡孫	建徳6年4月～11月	華陰旧塋	—	—
	※墓誌未出土。『周書』卷34・本伝によれば、北周の華北統一後に贈官され、「華陰旧塋」に埋葬された。					
10	楊戻 (越勤戻)	暄支	建徳6年11月3日	華陰東原先君壯君(敷)之塋	千唐446 ※拓本未刊	1113
11	楊寛	寛支	隋初? (開皇7年10月8日以前)	華陰潼郷習仙里	北京大学図書館蔵拓本	—
※紀年はNo.6と同じ。ただし、No.6が西魏期の賜姓政策を反映して越勤姓を名乗るが、No.11は楊姓を称しているのので、隋初に本来の姓に戻した後で作成したものか?						
12	楊文志	寛支	開皇7年10月8日	先公(寛)之塋	北京大学図書館蔵拓本	—
13	韋始華	寛支	開皇7年10月8日	元公(寛)之墓	千唐447, 彙考1-229	1291
14	楊颯(文颯)	儉支	開皇11年11月24日	華陰東原	千唐450, 彙考2-43 ※千唐誌齋で展示	1365
15	楊肅(文朗)	儉支	開皇11年11月24日	華陰東原	千唐450, 彙考2-22	1363
16	鄭祁耶	暄支	仁寿元年十月廿三日	華陰東原之旧塋(潼関県呉村郷)	新中陝壹30, 隋五陝西3-6, 集刊10, 彙考3-12, 潼関6	1504
17	楊宏	暄支	仁寿元年10月23日	華陰東原之旧塋	千唐453, 彙考3-1	1501
18	楊昇(文昇, 文殊)	儉支	仁寿元年10月23日	華陰東原之塋	近新楊昇, 彙考3-8, 蒐佚78	1502
19	楊紀(文紀, 文憲)	寛支	仁寿4年3月24日	華州華陰県留名郷歸政里之東原	千唐453, 彙考3-106	1539
20	楊孝僊	寛支	仁寿4年3月24日	華州華陰県留名郷歸政里	千唐455, 彙考3-101 ※千唐誌齋で展示	1538
※楊素の子, 楊積善撰						
21	楊文悉	寛支	仁寿4年3月24日	華州華陰県東原旧塋	千唐456, 彙考3-96	1537
※兄楊矩撰						
22	楊素	暄支 鈞嫡曾孫	大業3年8月8日	華陰東原通零里(潼関県亢家村)	新中陝壹32, 隋五陝西3-8, 疏証199, 彙考3-241, 潼関5, 筆者所蔵拓本	1590
※虞世基撰。楊素墓は潼関県重点文物保護單位(1986年6月指定)						

(6)

23	楊奕	暄支	大業3年8月26日	華陰之塋	千唐 458, 彙考 3-266 ※千唐誌齋で展示	1593	
24	蕭妙瑜	暄支 敷妻	大業3年8月26日	華陰東原之塋 (潼関県 亢家村)	集刊 9, 彙考 3-247, 潼関 4	1592	
25	楊休	儉支	大業3年11月4日	華陰東原之塋	集刊 12, 彙考 3-289	1602	
26	楊文端	儉支	大業3年11月4日	華陰東原之塋	筆者所蔵拓本, 蒐 続 169	—	
27	楊某	儉支	大業3年11月4日	華陰東原之塋	集刊 12, 彙考 3-282	1604	
28	元氏	儉支 文偉 妻	大業3年11月4日	華陰東原之塋	蒐佚 82, 西市 22	1605	
29	李氏	儉支 文偉 妻	大業3年11月4日	華陰東原	蒐佚 83, 西市 23	1606	
—	※No. 28～29 墓誌は夫の諱を記していないが、官職の一致から夫を楊儉の子文偉と推定。 楊文偉については『旧唐書』卷77・楊纂伝を参照						
30	李叔蘭	寛支 寛側 室	大業3年11月4日	先塋 (華陰出土)	千唐 459, 彙考 3-286 蒐佚 84, 碑帖 7519	1603	
31	楊矩 (文懿)	寛支	大業9年3月10日	華州華陰県留名郷歸政 里之東原	集刊 7, 疏証 221, 彙 4-328, 蒐佚 89, 七朝 60	1741	
32	楊文思	寛支	大業9年3月28日	華陰県潼郷習仙之里	千唐 461, 彙考 4-331 ※千唐誌齋で展 示	1742	
33	楊約	暄支	大業9年4月29日	華陰県潼関郷招遠里旧 山	千唐 463, 近新楊 約, 彙考 4-336, 蒐続 177	1743	
34	楊岳	暄支	大業10年4月17日	大興県洪固郷之原	西市 24	1777	
35	楊玄獎	暄支	貞観5年10月23日	華陰之旧塋	蒐佚 99	—	
36	楊孝謨	儉支	貞観13年8月14日	華陰県潼郷原	千唐 2	10020	
37	独孤法王	儉支 守澹 妻	永徽3年10月25日	万年県少陵原長平敬公 (纂)之塋	文博 2013, 新蔵 続 31	—	
38	楊岳	暄支	顯慶元年3月9日	雍州万年県黄台郷之原	西市 53	—	
	※夫人韋氏と合葬時に作製された墓誌						
39	李氏	暄支	顯慶6年2月19日	高平郷少陵之原先厝	西市 66	—	
40	楊台 (崇本)	暄支	顯慶6年3月11日	華陰県童郷神原里之原	蒐佚 135	—	
41	楊守澹	儉支	龍朔3年11月23日	万年県洪原郷黄渠里夫 人(独孤法王)之旧塋	新蔵続 43	—	
42	楊緘	儉支	乾封元年3月18日	華陰県潼郷太平原	千唐 23	10113	
43	懷徳県主 (唐宗室)	儉支 緘妻	上元3年10月15日	華陰太平原司馬公(緘) 同穴(東塋)	華山 24, 新蔵 56	1444	

44	楊弘嗣	寛支	聖暦3年3月23日	京城東南少陵之原	新蔵統68	—
45	楊亮	儉支	長安4年10月21日	北邙	唐宋253	2326
46	楊思濟	儉支	景龍3年2月15日	華陰之豊原	千唐108	10456
47	楊居実	儉支	開元5年2月13日	長安県高陽原旧塋	長安150	—
48	楊魏成	儉支	開元15年2月29日	華陰県潼郷太平原	千唐149	10634
49	楊志忠	儉支	開元22年1月9日	万年県義善郷鳳棲原	集刊19	—

《凡例》

【埋葬地（出土地）】

墓誌の多くが民間に流出した後に公的な文物機関や民間収蔵家の手に帰したものであるため、正確な出土地が不詳なものも多い。そこで埋葬地の欄には考古・文物関係機関の調査を経た比較的信頼できるものに関してのみ注記した。

【出典欄・略号】

①資料集

唐宋＝饒宗頤著『唐宋墓誌：遠東学院蔵拓片図録』（中文大学出版社，1981年）

隋五陝西＝呉綱主編『隋唐五代墓誌彙編 陝西卷（第三冊）』（天津古籍出版社，1991年）数字は頁数

新中陝壹＝中国文物研究所・陝西省古籍整理辦公室編『新中国出土墓誌・陝西 [壹]』（文物出版社，2000年）数字は同書使用の墓誌番号

華山＝張江涛編著『華山碑石』（三秦出版社，1995年）数字は頁数

潼関＝劉蘭芳・張江涛編著『潼関碑石』（三秦出版社，1999年）数字は頁数

千唐＝呉綱主編『全唐文補遺』千唐誌齋新蔵專輯（三秦出版社，2006年）

彙考＝王其禱・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』（線装書局，2007年）数字は冊数と頁数

長安＝西安市長安博物館編『長安新出墓誌』（文物出版社，2011年）

校注＝毛遂明編著『漢魏六朝碑刻校注』（線装書局，2008年）数字は冊数と頁数

近新＋誌主の名前＝周傑烈主編『中国歴代名碑帖精選系列』に所収される墓誌図版，陳輝・薛海洋編『北魏楊鈞墓誌』（河南美術出版社，2008年），陳輝・薛海洋編『隋楊約墓誌』（河南美術出版社，2008年），薛海洋・梁徳水編『隋楊昇墓誌』（河南美術出版社，2010年）

龍門＝張乃翥輯『龍門区系石刻文萃』（国家図書館出版社，2011年）数字は頁数

蒐佚＝趙君平・趙文平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚』（国家図書館出版社，2011年）数字は同書使用の墓誌番号

蒐統＝趙君平・趙文平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚統編』（北京図書館出版社，2015年）数字は同書使用の墓誌番号

七朝＝齊運通編『洛陽新獲七朝墓誌』（中華書局，2012年）数字は同書が使用する墓誌番号

西市＝胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館蔵墓誌』（北京大学出版社，2012年）数字は同書使用の墓誌番号

王2013＝王連龍著『新見北朝墓誌集釈』（中国書籍出版社，2013年）

新蔵＝西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新蔵墓誌彙編』（線装書局，2007年）数字は頁数

新蔵統＝西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新蔵墓誌統編』（陝西師範大学出版社，2014年）数字は頁数

②その他，個別に墓誌を紹介・考察した論文

集刊7＝李献奇・周錚「北周、隋五方楊氏家族墓誌綜考」（西安碑林博物館編『碑林集刊』7，陝西人民美術出版社，2001年）

集刊9＝呼琳貴「陝西潼関出土隋『蕭妙瑜墓誌』考釈」（西安碑林博物館編『碑林集刊』9，陝西人民美術出版社，2003年）

集刊10＝王京陽「隋『楊素妻越国夫人鄭氏墓誌銘』考釈」（西安碑林博物館編『碑林集刊』10，陝西人民美術出版社，2004年）

集刊12＝王慶衛・王煊「隋代弘農楊氏統考——以墓誌銘為中心」（西安碑林博物館編『碑林集刊』12，陝西人民美術出版社，2006年）

(8)

文博 2013 = 張婷・谷朝旭「新見唐『独孤法王墓誌』考釈」(『文博』2013年2期)
集刊 19 = 傅清音・張寧「唐『楊志忠墓誌』考」(西安碑林博物館編『碑林集刊』19, 陝西人民美術出版社, 2013年)

【目録欄・番号】

隋代以前の墓誌は目録①, 唐代墓誌に関して目録②の墓誌整理番号を記入。

① 梶山智史編『北朝隋代墓誌所在総合目録』(明治大学東アジア石刻文物研究所, 汲古書院, 2013年), 数字は同書使用の墓誌番号

② 氣賀澤保規編『新版 唐代墓誌所在総合目録(増訂版)』(明治大学東アジア石刻文物研究所, 汲古書院, 2009年), 数字は同書使用の墓誌番号

第1章 郷里華陰における越公房楊氏

第1節 族葬墓と同族的結合

表1によると, 越公房楊氏で郷里の華陰に埋葬された者が合計38名も確認できる。最古のものは北魏末期の建義元年(528)九月のNo.2 楊鈞となり, 最も新しいものは唐・開元一五年(727)二月のNo.48 楊魏成のものとなる。その内訳をみると, 北朝後期10名(北魏1, 西魏3, 北周6), 隋22名, 唐6名となり, 彼らの大部分が華陰県の「旧塋」, 「先塋」と呼称される族葬墓に埋葬された。そこからは, 北朝後期から隋代にかけての越公房楊氏が同族的結合及び本貫地との地縁を保持していたことが示唆されるのである。

まず, 越公房楊氏の族葬墓の具体的な規模と所在であるが, それを厳密に確定するのは難しい。何故ならば, 大部分の墓誌が非正規の発掘品で具体的にどの場所より出土したか不明だからである。ただし, 「楊素墓誌」を含む以下の三点については信頼がおける出土地点が判明しており, これを足掛かりにして他の楊氏墓の所在を推定することで, 族葬墓の全容が見えてくるのである。

No.22 「楊素墓誌」, 「華陰東原通零里」に埋葬, 潼関県城関鎮亢家寨村の楊素墓より出土。楊素墓は潼関県重点文物保護單位に指定されている¹⁴⁾。

No. 24「蕭妙瑜墓誌」,「華陰東原之塋」に埋葬, 潼關県城関鎮亢家寨村出土。

No. 16「鄭祁耶墓誌」,「華陰東原之旧塋」に埋葬, 潼關県呉村郷(現城関鎮)出土。

以上の3名はすべて楊暄支に属し, 楊素からみて蕭妙瑜は継母, 鄭祁耶は正室となる。亢家寨村は, 北に渭水が東流して黄河へ合流し東西を溪谷に挟まれ, 南は華山山脈に連なる仏頭山に阻まれた黄土台地上にある。まさしく, この台地こそが上掲の三墓誌が埋葬地として記す「華陰東原」なの

である(「越公房楊氏族葬墓関係地図」¹⁵⁾)。

表1では, 同地を埋葬地として表記する事例を多く見出せる。例えば, 楊暄支では上述の3名以外にNo. 9 楊濟(楊素叔父)・No. 10 楊戾(楊素弟)・No. 17 楊宏(楊濟の子)が埋葬された。楊戾の埋葬地は墓誌によると「華陰東原先君壮君之塋」とある。「先君壮君」とは楊戾と楊素の父である楊敷を指し, 彼の墓も東原にあった。その埋葬地について、『周書』卷三四・本伝では「華陰

旧塋」としており, 楊敷墓造営以前より同地が楊暄支の埋葬地として使用されていたことがわかる。従って, 埋葬地を「東原」と明記されていなくても, 「華陰之旧塋」に埋葬されたNo. 8 楊操・No. 35 楊玄奘, 「華陰之塋」に埋葬されたNo. 23 楊実らも同地に埋葬された可能性が高い。また, この「華陰東原」には楊暄支以外の越公房も埋葬されていた。楊儉支のNo. 14 楊颯・



(10)

No. 15 楊朮・No. 18 楊昇・No. 25 楊休・No. 26 楊文端・No. 27 楊某・No. 28 元氏・No. 29 李氏、楊寬支のNo. 21 楊文恣などである。

ところで、この「華陰東原」には異称が複数あり、それを明らかにすることで当地に埋葬された楊氏の事例をさらに追加できる。楊素墓は「通零里」の区域内にあったが、同里には、越公房とは別の房支に属する楊欽が埋葬された。張江涛編著『華山碑石』（三秦出版社、1995年）に収録される彼の墓誌¹⁶⁾から、「通零里」が「潼関郷」の管轄であったことがわかる。「潼関郷」の「招遠里」には楊素の異母弟楊約（No. 33）が埋葬されており、楊素墓・楊欽墓の付近に楊約墓があった。『華山碑石』によると、「楊欽墓誌」は「東塬」より出土したという。この地名は、「楊欽墓誌」の埋葬地表記をふまえると、「華陰東原」と同じ黄土土地を指すものと思われる。また、同書によると、No. 43「懷徳県主墓誌」（楊儉支）も「東塬」から出土したという。その埋葬地表記は「華陰太平原」で、「太平原」が「東原」の異称であったことがわかる。なお、「太平原」は、懷徳県主の夫楊緘（No. 42）と息子楊魏成（No. 48）の埋葬地とも一致する。

また、亢家寨村の東側の管南村からは、北魏・神亀二年（519）七月二九日に「華陰県潼郷南原」に埋葬された「楊胤季女墓誌」¹⁷⁾と、唐・貞元一〇年（794）十一月二八日に「華陰県潼郷原」に埋葬された「李元諒（李元光）墓誌」¹⁸⁾が出土している。これらの墓誌の埋葬地表記をふまえると「東原」が「潼郷南原」もしくは「潼郷原」とも呼称されていたことがわかる。「潼郷原」はNo. 36 楊孝謨（楊儉支）の埋葬地表記と一致し、また、「潼郷南原」に類似する埋葬地の表記として、No. 5「楊穆墓誌」（楊鈞第二子）の「華陰之南原」がある。楊穆墓もまた「東原」上にあったのではなからうか。

そのほか、「東原」は「豊原」とも呼称された。No. 46 楊思濟（楊儉支）は「華陰之豊原」に埋葬されたが、隋大業二年（606）十一月二二日の紀年を持つ「楊謨墓誌」¹⁹⁾は、埋葬地を「華陰東原豊原郷弘仁里」と記しており、「東原」

の一部は「豊原郷」に属していた。

また、「東原」の一部は「留名郷婦正里」にも属していた。同地には仁寿四年（604）三月二四日に楊紀（No. 19, 楊寛嫡子）とその子楊孝愷（No. 20）が埋葬された。その同日には楊紀の弟楊文慈（No. 21）が「華陰県東原旧塋」に埋葬されている。埋葬時期・血縁の面からも三名の墓葬が離れた場所にあったとは考え難く、「東原旧塋」と「留名郷婦正里」は、ほぼ同じ場所を指していると見てよからう。なお、「留名郷婦正里」には、楊紀の弟楊矩（No. 31）も大業九年（613）三月一〇日に埋葬されている。

以上の考察によって、「華陰東原」は「太平原」・「潼郷原」・「潼郷南原」・「豊原」とも呼ばれ、越公房楊氏の族葬墓の所在であったことが明らかとなるのである。「華陰之旧塋」に埋葬されたNo. 8 楊操の墓誌では、楊氏の族葬墓を「華山封域、碑碣相望（華山の封域、碑碣が相い望む。）」と描写しており、その規模が広大であったことを窺わせる。当地の景観は、華山主峰の東北に位置し、「東原」の北麓には渭水と黄河が合流し、そのほとりに、弘農楊氏の先祖と知られる楊震家族墓があった²⁰⁾。当地は、楊震以来の名門であることを自負する越公房楊氏が族葬墓を形成するうえで、最も相応しい地なのである²¹⁾。

この族葬墓に埋葬された越公房楊氏は合計 24 名、その系譜関係を見ると楊暄・楊穆・楊儉・楊寛のすべての房支に及んでおり、ここに族葬墓の形成を通して越公房全体が同族的結合を保持していたことが、改めて裏付けられた。『隋書』卷四八・本伝では、宰相となった楊素の権勢を総括して、

時素、貴寵日隆、其弟約・従父文思・弟文紀、及族父异、並尚書列卿。諸子無汗馬之勞、位至柱国・刺史。…親戚故吏、布列清顯、素之貴盛、近古未聞。

時に〔楊〕素、貴寵なること日に隆んにして、其の弟約・従父文思・弟文紀、及び族父异、並びに尚書列卿たり。諸子は汗馬の勞無くも、

(12)

位は柱国・刺史に至る。…親戚故吏，清顕に布列し，素の貴盛，近古未だ聞かざるなり。

と述べ、越公房成員たる楊約・楊文思・楊文紀（楊紀）・楊昇が「尚書列卿」として、楊素の権勢を支えたことを記録する。本節の考察をふまえると、同族的紐帯で強く結ばれた越公房楊氏が、官界で一つの政治勢力を形成していたことが読み取れてくるのである。

第2節 居住地と宗族・郷党

長部悦弘氏と谷川道雄氏の研究²²⁾によると、南北朝時代の華北の漢人門閥は治所が置かれた県城ではなく、基本的に城外の集落に居住していたという。その背後に両氏は漢人門閥の基盤である宗族・郷党や荘園の存在を想定するが、越公房楊氏の場合はどうであろうか。

表1で整理した越公房楊氏の墓誌からは、誌主が華陰所在の邸宅で死亡した事例を三つ確認できる。一つは、No.3 楊儉の事例で、彼は西魏大統八年（542）正月に「華州習仙里」で没した。二つ目は西魏廢帝二年（553）五月に「華陰之渭浜」で没したNo.5 楊穆で、『周書』卷二二・本伝によると、彼は家で没したとあるので、「渭浜」が彼の邸宅の所在であろう。三つめはNo.10 楊戾の事例で、彼は北周建徳六年（577）七月に「華山第」で没した。周知のように華山は五岳に数えられる華陰県の靈峰で同地の邸宅は山荘として使用していたものと思われる。この楊氏の三つの邸宅のうち、No.8「楊操墓誌」では「弘農華陰潼郷習仙里人」と本貫地を称していることから、習仙里が本宅の所在地であったと思われ、地名で明らかのように城外の集落である。越公房楊氏だけでなく、楊鈞の族兄楊播の系統²³⁾、それとは別系統の楊景²⁴⁾もまた習仙里を本貫地としており、当地には複数の系統の弘農楊氏が集住していたことが明らかになるのである。彼らが血縁・地縁を紐帯にして相互に結合したことは想像に難くない。

以上の考察をふまえて、改めて『隋書』卷六六・榮毗伝に「〔楊〕素之田宅, 多在華陰, 左右放縱 (〔楊〕素の田宅, 多く華陰に在り, 左右放縱す)。」とあるのを読むと、越公房楊氏が華陰に広大な邸宅・莊園を所有し、「左右」、すなわち宗党・郷党を従えて郷曲に武断していたことが見えてくる。『隋書』卷七〇・楊玄感伝によると、隋末に楊玄感が反乱を起こして関中へ侵攻した際に「華陰諸楊」が道案内を申し出たという。本節の考察をふまえれば、楊玄感と「諸楊」との間に郷党・宗党としての紐帯が存在したことは明らかであろう。このように北朝後期から隋末に至るまで一貫して、越公房楊氏は在地社会に勢力を保有していたのである²⁵⁾。

第2章 越公房楊氏と宗正寺・太子宗衛

越公房楊氏の官歴の特徴として注目されるのが、宗正寺の正卿・少卿、および太子宗衛関係の官職に就任している事例を多く見出せることで、何れの官職も皇族が就任する傾向にあったものである²⁶⁾。本節では、この二系統の官職を手掛かりにして、先行研究でしばしば言及されてきた越公房楊氏と隋室楊氏の関係にせまってみたい。

まず、宗正寺正卿・少卿についてであるが、隋代に同職に就いた事例が11例確認できる。それを整理したのが表2「隋代宗正寺正卿・少卿就任者一覧表」である。これによると、判明する事例のすべてが楊姓で、その内訳は、宗室(含賜姓者)が4例(No. 1, 4, 5, 11)、越公房が6例(No. 2～3, 6, 8～10)、その他、華陰との地縁を維持している弘農楊氏が1例(No. 7)となる。これをふまえると、隋代の宗正卿・少卿は第一に皇室出身者であること、第二に皇室出身でなければ、門閥・弘農楊氏の有力者であることが、就任条件となったことがわかり、越公房楊氏が弘農楊氏の本宗として、皇族に準じる待遇を受けていたことが示唆されるのである。

表2 「隋代宗正寺正卿・少卿就任者一覧表」

No.	就任者	出自・経歴	官名	在任期間	出典
1	楊雄	楊堅の族子。	正卿 (文帝期, 正三→煬帝 期, 従三)	開皇元～9年	蒐佚統No.178 楊雄墓誌, 隋書 43
2	楊紀	越公房寛支		開皇18～仁寿2年	表1 No.19 墓誌, 隋書 48
3	楊約	越公房暄支		大業初め	表1 No.33 墓誌, 隋書 48
4	楊義臣	尉遲迥の同族。楊堅により賜姓され皇從孫となる		大業年間	隋書 63
5	楊慶	楊堅の從祖弟河間王楊弘の子		隋末(洛陽の皇泰主政権による任命)	隋書 43
6	楊洽	越公房儉支		時期不詳	表1 No.45 墓誌
7	楊初	隋末の清河通守楊善会の父, 初唐四傑楊炯の曾祖父。その家は中唐に至っても華陰に莊園・邸宅を保有		時期不詳	隋書 71, 旧唐書 190 上, 千唐 36 頁楊福延墓誌, 西市No.180 楊猷墓誌, 張 1993, 楊 2009
8	楊昇	越公房寛支	少卿(文帝期, 正四上→煬帝期, 従四)	開皇元～2年	表1 No.18 墓誌, 隋書 46
9	楊紀	越公房寛支		開皇3年頃	表1 No.19 墓誌, 隋書 48
10	楊約	越公房暄支		開皇年間	表1 No.33 墓誌, 隋書 48
11	楊恭仁	楊堅族孫, 本表No.1 楊雄の長子		仁寿3～大業5年	旧唐書 62, 昭No.1 楊恭仁墓誌

凡例：出典覧の略号は表1に同じ。張 1993 = 張曉蕾「楊炯家世探微」(『四川師範大学学报(社会科学版)』1993年3期), 楊 2009 = 楊為剛「中古弘農楊氏貴望与居葬地考論—以新出墓誌为中心—」(西安碑林博物館編『碑林集刊』15, 三秦出版社, 2009年) 昭 = 胡元超『昭陵墓誌通釈』(三秦出版社, 2010年)。なお, 正史書名に付した数字は出典とした巻数。

次に太子左右宗衛に就任した事例について考察したい。「宗衛」とは東宮の禁衛を構成する東宮十率府²⁷⁾の一つで、『隋書』卷二八・百官志下によると「左右宗衛, 制官如左右衛, 各掌以宗人侍衛(左右宗衛, 制官は左右衛の如し, 各おの掌するに宗人の侍衛を以てす)」とあり, 侍衛(侍官)として宗人が配属されていた。なお、『通典』卷三〇・職官典・左右司禦率府に上掲記事と同内容の記事があり, 「宗人」を「皇族」としており, 左右宗衛は隋室楊氏の宗族によって構成されていたのである。この宗衛の

属官に越公房楊氏が幾人か任命されている。それはどのような意味を持つのか。また、宗衛に宿衛した「宗人」、「皇族」はどのような人々を具体的に指すのか。それらを考察するために表3「太子宗衛属官就任者一覧表(官品順)」を作成した。

表3「太子宗衛属官就任者一覧表(官品順)」

No.	就任者	出自・経歴	官職(在任期間)	官品	出典・備考
1	李渾	所謂「十二大將軍」の家柄、晋王楊広の旧幕僚。越公房楊氏・宇文述と通婚	左武衛將軍(從三品)領太子(右?)宗衛率(仁寿年間)	從三	隋書37,表1 No.29 墓誌
2	郭衍	晋王楊広の旧幕僚、「奪宗の計」に参画	左宗衛率(仁寿年間)	從三	隋書61
3	楊处綱	宗室、楊堅の族父	宗衛率(開皇年間)	正四上	隋書43
4	楊欽	弘農楊氏の一支出。本人・父楊又ともに「華陰東原」に帰葬された	左宗衛率(開皇元~2年) 右宗衛率(開皇7~18年, No.5の後任か?)	正四上	華山23, 彙考1-277 楊又墓誌, 彙考2-317 楊欽墓誌
5	扈志	西魏宇文泰の親信。北周末、鄭州刺史兼雄俊中大夫となる。尉遲迥の反乱の際に楊堅に味方して信任を得る	右宗衛率(開皇元~7年)	正四上	西市No.16 扈志墓誌, 隋補遺69頁, 隋碑扈志碑
6	楊肅	越公房俊支	右宗衛副率(開皇元~9年)	從四上	表1 No.15 墓誌
7	楊矩	越公房俊支	右宗衛右八府車騎將軍(開皇中~仁寿2年)	從四上	表1 No.31 墓誌
8	楊恭仁	楊堅の族孫。觀德王楊雄の子	左宗衛車騎將軍(開皇元~仁寿3年)	從四上	昭No.1 楊暹(字恭仁)墓誌
9	閻毗	從祖母は宇文護の母で、北周の清都公主を娶る。皇太子楊勇の寵臣	車騎將軍(從四上)兼太子宗衛率長史(從七上, 開皇?~20年)	從四上	周書20, 隋書68
10	楊士達	代々北齊に出仕し、弘農華陰との地縁関係は既に喪失、死後、洛陽邙山に埋葬	右宗衛大都督(大業5~7年)	正六上	千誌No.35 楊士達墓誌
11	楊林	洛陽の人、楊震の末裔を自称。父楊敬は北齊盧氏県令	宗衛大都督(時期不詳)	正六上	唐宋No.32 楊昭墓誌
12	楊洛	父祖の経歴不明、本貫を弘農華陰と称する	宗衛大都督(時期不詳)	正六上	隋洛21頁郭倫妻楊宝墓誌
13	楊達	No.12 楊洛の子	宗衛大都督(時期不詳)	正六上	同上
14	楊宏	越公房暄支	宗衛帥都督(開皇初~19年, 起家官)	從六上	表1 No.17 墓誌
15	楊鍾葵	弘農華陰を本貫と称す。父某は北齊・恒州刺史	宗衛都督(開皇2年)	正七下	彙考4-353, 集釈No.467 楊鍾葵墓誌

(16)

16	楊暢	陝州弘農の人、祖父楊敬は北魏・贈陝州刺史、祖父楊略は北齊・広陵郡守。北周末、普安公楊雄の司兵となる。死亡後は洛陽に埋葬	宗衛長史（開皇?～8年）	従七上	彙考 1-242, 集積 No. 371 楊暢墓誌
17	楊澹運	華陰県東隣の閿郷県に居住した弘農楊氏の有力房支。父楊尚希は隋創業の際に、「宗室兵」「宗団」を率いて活躍。その子孫は唐代通じて閿郷県に帰葬された	司功（功曹）参軍（時期不詳）	従八下	隋書 46, 西市No. 105 楊暉及妻李氏墓誌, 楊 2009

凡例：出典の略号は表 1、表 2 に同じ。集積＝趙万里著『漢魏南北朝墓誌集積』（科学出版社、1956 年）、千誌＝河南省文物研究所・河南省洛陽地区文管処編『千唐誌齋藏誌』（文物出版社、1984 年）、隋碑＝盧輔聖『隋厯志碑』（上海書画出版社、2003 年）、隋補遺＝韓理洲輯校、編年『全隋文補遺』（三秦出版社、2004 年）、隋洛＝陳長安等主編『隋唐五代墓誌彙編』洛陽卷第三冊（天津古籍出版社、1991 年）

備考：(1) 官品は別に本官や兼官がある場合は、高い方を記した。(2) 仁寿年間、煬帝の立太子後に、太子諸衛率の官品は正四品上から従三品に昇格された。『隋書』巻 61・宇文述伝参照。本表の該当者は No. 1～2。

表 3 によって太子宗衛関連の就任者を見ると、17 名のうち楊姓が 13 名と大半を占める。異姓の 4 名については、No. 5 扈志は宇文泰の親信（近侍官）より身を起こした北周の宿将で、尉遲迥が拳兵した際に楊堅側に味方した功績で太子右宗衛率となった。No. 9 閻毗は皇太子楊勇の寵臣で、楊堅の信任と皇太子の傅役高頌の推薦を得て、東宮に宿衛して車騎將軍と宗衛長史を兼任することとなった。No. 1～2 李渾・郭衍は幕僚として晋王楊広の立太子に功績があった者たちである。非楊姓の就任者は皇帝・皇太子の信任を得た者たちで、その出自は隋室と同じく西魏・北周の支配集団の中核を担った者たちか、その子孫である。例えば、李渾は所謂「十二大將軍」の家柄で周室・隋室とも婚姻関係があり、閻毗もまた北周武帝の引き合わせで清都公主を娶った。従って彼らは例外であり、宗衛関連の官職は基本的に楊姓の者が就任したと思われる。

次に楊姓就任者をみると、宗室 2 名（No. 3・8）、越公房が 3 名（No. 6・7・14）、弘農華陰に在在地基盤を持つ有力楊氏が 2 名（No. 4・17）となる。その他 7 名（No. 10～13, 15～17）は現存史料では弘農楊氏の有力房支や

隋室との系譜関係が不明で、洛陽に居住・埋葬されるなど、華陰との地縁が確認できない者が大半を占める。恐らく郷里を離れた傍系か、あるいは系譜を弘農楊氏に仮託した者たちであろう。このように楊堅は隋室楊氏に限らず幅広い楊氏を「皇族」,「宗人」と見なして宗衛の兵力として取り込んだのである。目を転じて、宗衛に起用された楊氏の官品の高低に注目すると、五品以下の者はその他の楊氏が大半なのに対して、三～四品に該当する長官・次官（正率・副率）、または宗衛所属軍府を率いる車騎將軍は、隋室との系譜関係が比較的に明らかな皇族と華陰との関係を保持する有力楊氏に限られている。これは前述の宗正寺の正卿・少卿の事例と相通じるものがある。宗正寺もまた宗衛と同じく有力な弘農楊氏を起用するためのポストであったことが明らかになる。

それでは、どうして隋朝政権は越公房を本宗とする弘農楊氏を「宗人」,「皇族」と見なして、宗正寺や宗衛の高官に起用したのであろうか。理由の一つは、隋室が漢人門閥・弘農楊氏を標榜していたからである。しかしながら、その系譜には信憑性がなく、彼ら一族で確かなのは、楊堅の高祖父楊元寿が北魏時代に北辺・武川鎮の司馬となったことで同地に移り住んだこと、そして、北魏末の六鎮の乱に始まる動乱の渦中であって、楊堅の父楊忠が西魏・北周政権に仕えて有力な功臣として大司空・隋国公に栄達し一族が勃興したこと、という二点のみであった。西魏・北周時代に称していた「普六茹」が本来の姓で、北族であったというのが有力である²⁸⁾。従って、新興の隋室楊氏の勢力は甚だ脆弱であったとみてよい。そこで、楊堅が採った方策が、血縁に限らず楊姓の者を「宗人」,「皇族」として宗衛に集めて、隋室本体の基盤を強化しようとするものだったのではなからうか。この推測を補強するのが以下の『隋書』卷四五・房陵王勇伝の記事である。

時高祖令選宗衛侍官，以入上台宿衛。高頴奏称，若尽取強者，恐東宮宿衛太劣。高祖作色曰「我有時行動，宿衛須得雄毅。太子毓德東宮，

左右何須強武。此極敝法，甚非我意。如我商量，恒於交番之日，分向東宮上下，団伍不別，豈非好事。我熟見前代，公不須仍踵旧風。」蓋疑高頴男尚勇女，形於此言，以防之也。

時に高祖（楊堅），宗衛の侍官を選び，以て上台の宿衛に入れしむ。高頴奏称すらく，若し尽く強者を取れば，恐らく東宮の宿衛^{はなは}ただ劣らんと。高祖色^なを作して曰く「我時して行動する有れば，宿衛須べからく雄毅を得るべし。太子，徳を東宮^{はぐく}に毓むに，左右何ぞ須べからく強武なるべけんや。此れ敝法を極め，甚だ我が意に非ず。我の商量の如きは，恒に交番の日に於いて，分かちて東宮に向かいて上下し，団伍別せしめず，豈に好事に非ざらんや。我前代を熟見す，公須べからく仍りて旧風^つを踵ぐべからず」と。蓋し高頴の男は〔皇太子〕勇の女を尚れば，此の言に形わして，以て之を防ぐを疑うなり。

楊堅は非常時の備えとして東宮宗衛の侍官を引き抜き，自らの宿衛を強化しようとした。単に皇帝周辺の禁衛を強化するのであれば，楊堅が宗衛を指定して兵員を選抜する必要はない。ここで敢えて宗衛に着目したのは，彼らが隋室楊氏を守護する私兵的な性格を帯びたものだったからであろう²⁹⁾。

楊堅が宗衛の兵力を集めるにあたり，弘農楊氏の本宗たる越公房を重視したことは想像に難くない。何故ならば，越公房楊氏を取り込むことで，その影響下の「華陰諸楊」を結集し兵力に転化することが容易となるからである。一方，越公房の家長格であった楊素は，これを足掛かりにして東宮禁衛全体に影響力を拡大させていった。表3によると，宗衛の指揮官として，越公房の右宗衛副率楊肱（No. 6）・右宗衛右八府車騎將軍楊矩（No. 7）・宗衛帥都督楊宏（No. 14）がいた。さらに，姻戚関係にあった李渾（No. 1）も左武衛將軍領太子宗衛率として宗衛を統率している。また，越公房楊氏の影響下の「華陰諸楊」として，No. 4 楊欽がいた。彼は華陰との地縁を保持しており，左宗衛率・右宗衛率（開皇元～二年，同七～一八年，581～

582, 587～598) を歴任して、長年にわたり宗衛を統率した。前述の楊肅・楊矩・楊宏は彼の同僚もしくは部下なのである。地縁・血縁の両面から越公房楊氏と関係を結んだことは想像に難くない。

このように越公房楊氏は血縁・地縁を利用して太子宗衛に根を張り巡らせ、隋室の基盤に深く食い込んでいった。そうした特殊な立場を利用して、楊素は自らの権勢をますます強大なものにしていくのである。その直接的契機となったのが、楊堅の次男・晋王楊広と結びついたことであった。前掲『隋書』卷四五・房陵王勇伝によると、楊堅が宗衛の侍官を引き抜こうとしたことに対して、宰相高頴は東宮の禁衛が弱体化することを憂慮して強く反対した。これを楊堅は高頴が皇太子楊勇と姻戚関係にあるので策を妨害したものと、強く疑った。この逸話からは、宗衛、ひいては東宮宿衛をめぐる皇帝・皇太子・宰相の緊張関係を読みとることができるのである。この緊張関係に割って入る形で登場したのが、皇太子の座を狙う晋王楊広であった。その彼が東宮の宿衛に対して影響力を有し、高頴に次ぐ功臣・宰相として楊堅の信任がある楊素と手を結ぶのは、必然であったと思われる。

以上の考察をふまえて、改めて楊広の立太子・皇帝即位への過程を見ると、楊素の動向が東宮禁衛と深く関係していたことが見えてくるのである。まず、楊広が楊勇派の切り崩しを図った際のこととして、『隋書』卷四五・房陵王勇伝に次の記事がみえる。

晋王又令段達私於東宮幸臣姬威，遺以財貨，令取太子消息，密告楊素。於是内外諛謗，過失日聞。段達脅姬威曰「東宮罪過，主上皆知之矣，已奉密詔，定当廢立。君能告之，則大富貴。」威遂許諾。

晋王又た段達をして東宮幸臣姬威に私し、遺るに財貨を以てし、太子の消息を取り、楊素に密告せしむ。是こに於いて内外諛謗し、過失日ごとに聞こゆ。段達、姬威を脅して曰く「東宮の罪過、主上皆之を知る、已に密詔を奉じ、当に廢立すべきを定む。君能く之を告げれば、則ち

大いに富貴ならん」と。威遂に許諾す。

この記事によると、晋王楊広は段達に皇太子楊勇の寵臣姫威に賄賂を贈って自陣營に引き入れ、皇太子の動向を探る間諜に仕立てたという。姫威については文献史料からは東宮で具体的にどのような官職に就いていたか不明であったが、新中国になって本人の墓誌が出土し、開皇元年（581）に太子内率、同年九月に太子左内率、同一三年（593）に太子右衛率となるなど、東宮率府の長官を歴任する東宮禁衛の有力者であることが明らかになった³⁰⁾。楊広派による姫威の調略は皇太子周辺の状況を把握するだけでなく、東宮直属の軍事力を切り崩すことも目的に含まれていたのである。そして、姫威の告発に基づいて楊素は皇太子の罪を捏造し、それにより楊堅は楊勇の廢嫡と楊広の立太子を決意することとなる。楊素は姫威が楊広に情報を伝える窓口となっており、その背景には、彼が宗衛を通じて東宮禁衛に影響力を行使できる立場にあったことが深く関係しているのではないだろうか。

また、楊広即位の際も、楊素は東宮禁軍を動員するにあたり重要な役割を果たした。『隋書』卷四八・本伝には以下のような記事がある。

及上不予，素与兵部尚書柳述・黄門侍郎元巖等入閤侍疾。時皇太子入居大宝殿，慮上有不諱，須予防擬，乃手自為書，封出問素，素錄出事狀以報太子。宮人誤送上所，上覽而大恚。所寵陳貴人，又言太子無礼。上遂發怒，欲召庶人勇。太子謀之於素，素矯詔追東宮兵士帖上台宿衛，門禁出入，並取宇文述・郭衍節度，又令張衡侍疾。上以此日崩，由是頗有異論。上（楊堅），不予するに及び，〔楊〕素，兵部尚書柳述・黄門侍郎元巖らと閤に入り疾に侍る。時に皇太子（楊広），入りて〔仁寿宮の〕大宝殿に居り，上，不諱有り，須べからく防擬^{あらかじ}を予めすべきを慮り，乃ち手づから自ら書を為し，封もて出だして素に問い，素，事狀を録出し以て太子に報ず。宮人誤りて上の所に送り，上覽て大いに恚る。寵

する所の陳貴人、又た太子の無礼を言う。上、遂に発怒して、庶人の〔楊勇を召さんと欲す。太子、之を素に謀り、素、詔を矯り東宮の兵士を追して上台の宿衛を帖おぎない、門禁の出入は、並びに〔太子左衛率〕宇文述・〔太子左宗衛率〕郭衍の節度を取り、又た張衡をして疾に侍らしむ。上、此の日を以て崩じ、是れ由り頗る異論有り。

当時、楊堅は仁寿宮行幸中に発病して大宝殿に臥せっていた。その病室に伺候していた楊素に宛てて、楊広は不測の事態に備えて親書を送ったが、楊素の返書が手違いで楊堅の手元にわたってしまった。これを読んだ楊堅は激怒して楊勇を再び皇太子に立てようとした。ところが、その日に楊堅は急逝し、楊広が実権を掌握して即位した。上掲記事で「異論有り」とするのは、一説によると楊広一党に楊堅が弑殺されたからで、定論はない³¹⁾。しかしながら、楊広が楊素と謀議して詔勅を偽って東宮直属の将兵を動員し、大宝殿の楊堅の病室と宮殿の諸門を固めたことは注目してよい。当日、東宮禁衛を率いたのは太子左衛率宇文述・太子左宗衛率郭衍で、ともに東宮十率府の長官にして、楊広の晋王時代以来の腹心であったことが、この土壇場に指揮官に起用された第一の理由である。それと同時に楊素との関係も深い人物であったことは注意すべきであろう。宇文述³²⁾は楊素・楊約兄弟を楊広陣営に招き入れた張本人であり、越公房楊氏の姻戚で左武衛將軍領太子宗衛率李渾（表3 No. 1）の義弟でもあった。その李渾と同等の立場で左宗衛を統率したのが、前述の郭衍（表3 No. 2）なのである。

このように楊素は楊広の立太子と皇帝即位に貢献した。越公房楊氏は宗衛を介して東宮の禁軍と結びつき、政局を左右したのである。

おわりにかえて—越公房楊氏と隋室楊氏—

本稿の考察をふまえて、改めて越公房楊氏と隋室楊氏の間をまとめる

と、宗正寺・太子宗衛の事例に象徴されるように越公房楊氏は「宗人」「皇族」として、隋室本体の基盤の一端を担った。当時、越公房楊氏は、本貫地の華陰に広大な邸宅・莊園・族葬墓を持ち、多くの宗党・郷党を擁するなど強固な地盤を本貫地に築き、弘農楊氏の本宗とみなされていた。一方、隋朝政権を創業した楊堅の一族は、西魏・北周で頭角を現した旧六鎮の北族を出自とする新興の氏族に過ぎず、その勢力は脆弱であった。自らの基盤を強化するために漢人門閥・弘農楊氏を自称し、その本宗として「華陰諸楊」に対して影響力を持つ越公房を積極的に取り込もうとしたことは、想像に難くない。その結果、二つの楊氏は基盤を共有することとなり、越公房の家長格の楊素は、隋室本体の基盤に深く根を張って政局を左右するほどの権勢を振るったのである。また、このような特殊な政治的地位を楊素が獲得したのは、単に彼個人の能力や功績だけでなく、門閥・越公房楊氏としての在地有力者の側面が強く作用したことも強調しておきたい。

以上に述べた越公房と隋室の関係は、漢人門閥勢力と漢人門閥を標榜する北族皇帝との結合関係と読み替えることも可能である。近年、隋唐政権の性格を解明するにあたって遊牧的要素を重視する傾向にある一方で、内藤湖南氏・陳寅恪氏以来の伝統を持つ「貴族制」や「門閥」といった視座は、議論の蚊帳の外に置かれてしまっている。かつて、筆者は唐太宗が編纂を命じた『貞観氏族志』において、士庶を厳格に区別して支配階層を限定したうえで、賢才主義的人材理念をふまえて官品に基づく氏族の序列が定められたことを明らかにした³³⁾。一種の「貴族制」が隋唐政権における政治体制の柱となったのであり、その性格を「貴族制」の視点を無視して考えることはできないのである。

そして、この隋唐の「貴族制」は、胡漢二つの要素が絡み合って形成されていた。その淵源となった北魏・孝文帝による「姓族詳定」において、川合安氏は、魏晉・南朝の影響だけでなく、国家主導で氏族の家格を定める点に「非中国的」要素を見出せることを指摘した。これを承けて佐藤賢

氏は、皇室を中心とする婚姻集団を頂点とするヒエラルヒーを構築するという「北アジア」的発想が、「姓族詳定」に影響を与えたことを論じた³⁴⁾。最近では会田大輔氏が、隋朝創業前夜、北周・宣帝が「天元皇帝」を自称し、胡漢を超越した「中華皇帝」の道を模索して挫折したことを論じ、本来、北族であった隋室楊氏・唐室李氏が漢人門閥を標榜して、「漢人」皇帝として中華を続べた背景も視野に入れて、当該時代を理解すべきことを提唱した³⁵⁾。

このように隋唐の「貴族制」の特質は、「北アジア」に由来する遊牧的要素と魏晋以来の中国的要素の二つがどのように相互作用したのか見ることによって、初めて明らかとなるのであり、隋唐政権の性格もまた遊牧的要素を強調するのみでは、解明することができないであろう。本稿では、北族出身の隋室楊氏が自らの基盤を漢人門閥・弘農楊氏に求めたことが明らかになった。北族系氏族が漢人門閥を標榜して王朝を立てた隋朝の先達として北齊があり、その継承者として唐朝がある。今後の課題として、北齊・隋・唐の皇室がどのような時代背景のもとに漢人門閥を標榜したのかを明らかにしたうえで、それが隋唐政権の性格にどのような影響を与えたのか考えて行きたい。

付記：本稿は、学習院大学東洋文化研究所、2015年度「東アジア学」共創研究プロジェクト「隋唐政権形成下における門閥の研究—弘農楊氏を中心に—」（課題番号 C15-1）の成果である。

謝辞：2015年度「東アジア学」共創研究プロジェクトに採択されるより前、2014年11月21～26日にかけて、福原啓郎先生（京都外国語大学外国語学部教授）のご厚意で、函谷関遺跡・潼関遺跡の調査に加えていただき、念願の楊素墓を見学することができました。その際は福原先生をはじめ、参加された諸先生方より多くのご教示を賜り、採択後の2015年5月20日に本課題の一環として実施した同地の調査に生かすことができました。また、本

稿準備中に会田大輔氏（明治大学文学部兼任講師）・石野智大氏（明治大学文学部兼任講師）より北京大学図書館に所蔵される未刊の越公房楊氏墓誌の拓本の情報を教えていただき、合わせて両氏より画像データを提供していただいた。この場を借りて、心より御礼を申し上げます。

[注]

- 1) 本稿における「門閥」とは、当時の社会において「士」の家柄とされた漢人氏族のなかでも、上位に位置するものを指す。具体的には、唐中期に史官・柳芳が魏晋南北朝・隋唐期の氏族の沿革を論じた「氏族論」で列挙されている関中郡姓・山東郡姓・江左僑姓・呉姓などの上位氏族を想定し、南北朝から唐初にかけて漢人氏族の家格より下位に置かれた北族に由来する代北虜姓は含まないものとする。なお、弘農楊氏は関中郡姓の序列・第五位である。「氏族論」については、川合安「柳芳「氏族論」と「六朝貴族制」学説」（初出 2008 年、同著『南朝貴族制研究』、汲古書院、2015 年）を参照。
- 2) 所謂、関隴集團説に関しては、陳寅恪『唐代政治史述論稿』（初版 1944 年、生活・読書・新知三聯書店、2001 年）を参照。
- 3) 北魏期の越公房楊氏については、拙稿「北魏・楊鈞墓誌」の訳注と考察」、西魏・北周期については、会田大輔「北周宗室の婚姻動向―「楊文遜墓誌」を手がかりとして―」を参照。ともに『駿台史学』144、2012 年に収録。
- 4) 布目潮瀨『隋唐史研究―唐朝政権の形成―』（東洋史研究会、1968 年）上篇第一章「楊玄感の叛乱」（初出 1965 年）を参照。
- 5) 欠端実「楊素伝をめぐって」（『麗沢大学紀要』35、1983 年）、同「隋代の弘農楊氏をめぐって」（早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国正史の基礎的研究』、早稲田大学出版部、1984 年）。
- 6) 網祐次「楊素と薛道衡」（『跡見学園短期大学紀要』3、1966 年）、高木

- 重俊「楊素と薛道衡」(『語学文学』23, 1985年), 王永平『中古士人遷移と文化交流』(社会科学文献出版社, 2005年), 第12章「楊素・楊玄感父子と江左文士之交往」など。
- 7) 王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心—」(西安碑林博物館編『碑林集刊』11, 陝西人民美術出版社, 2005年), 同「隋代弘農楊氏続考—以墓誌銘為中心—」(西安碑林博物館編『碑林集刊』12, 陝西人民美術出版社, 2006年)。
- 8) 楊為剛「中古弘農楊氏貫望と居葬地考論—以新出墓誌為中心—」(西安碑林博物館編『碑林集刊』15, 三秦出版社, 2009年)。
- 9) 呂冠軍「從軍功貴族到官僚士大夫—弘農楊氏越公房在唐代發展道路考察—」(『首都師範大學學報(社会科学版)』2014年1期)。
- 10) そのほか, 個別の墓誌と文献史料を結合させて越公房楊氏成員の事跡を考察した研究がある。注3拙稿のほか, 劉健明「楊素政治生涯考析」(『唐研究』5, 1999年), 呼琳貴「陝西潼關出土隋『蕭妙瑜墓誌』考釈」(西安碑林博物館編『碑林集刊』9, 陝西人民美術出版社, 2003年), 王京陽「隋『楊素妻越国夫人鄭氏墓誌銘』考釈」(西安碑林博物館編『碑林集刊』10, 陝西人民美術出版社, 2004年), 黃正建「從『楊岳墓誌』看楊氏在唐前期浮沈」(呂建中・胡戟主編『大唐西市博物館藏墓誌研究統一], 陝西師範大學出版社, 2013年)など。なお, 劉健明氏には文献史料に依拠した「楊玄感的叛亂」(同著『隋代政治与对外政策』文津出版社, 1999年)もあるが, 布目潮瀨氏の研究と大きな相違点はない。
- 11) 毛漢光『中国中古社会史論』(上海書店出版社, 2002年), 第八篇「從士族籍貫遷移看唐代士族之中央化」。
- 12) 陳爽『世家大族与北朝政治』(中国社会科学出版社, 1998年)。
- 13) 布目潮瀨『隋唐史研究—唐朝政權の形成—』(注4前掲), 序説「唐朝政權の形成に関する課題」10頁15～16行目。
- 14) 楊素墓の概況については, 中国国家文物局主編『中国文物地図集 陝

西分冊』（西安地図出版社，1998年），潼関県地方志編纂委員会編『潼関県志 1990-2005』（三秦出版社，2012年）を参照。筆者は学習院大学東洋文化研究所 2015年度「東アジア学」共創研究プロジェクトに採択される前の2014年11月26日，採択後の2015年5月20日の2回にわたり，現地を調査した。現在，同地は亢氏の邸宅敷地内にあり，墳丘は既に破壊されて果樹園になっている。

- 15) 本地図は Google Earth の衛星画像に基づき，注 14 前掲『中国文物地図集 陝西分冊』「潼関県文物図」，陝西省考古研究院編著『潼関税村隋代壁画墓』（文物出版社，2013年）図一「墓葬位置示意図」を参照して作成。
- 16) そのほか，「楊欽墓誌」は，西安碑林博物館編著・趙力光主編『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』（線装書局，2007年）44頁，王其禕・周曉薇編著『隋代墓誌銘彙考』（線装書局，2007年）第2冊317頁にも収録されている。
- 17) 「楊胤季女墓誌」については，杜葆仁・夏振英「華陰潼関出土の北魏楊氏墓誌考証」（『考古与文物』1984年第5期），張江濤編著『華山碑石』（三秦出版社，1995年）を参照。発掘の経緯については，注 14 前掲『中国文物地図集 陝西分冊』に記される。なお，誌主の父楊胤は越公房の始祖楊鈞の兄弟にあたる。
- 18) 「李元諒墓誌」については，注 17 前掲『華山碑石』，注 14 前掲『中国文物地図集 陝西分冊』，注 14 前掲『潼関県志 1990-2005』を参照。
- 19) 「楊謨墓誌」は，注 16 前掲『隋代墓誌銘彙考』第3冊198頁に収録。
- 20) 楊震家族墓については，陝西省文物管理委員会編「潼関吊橋漢代楊氏墓群発掘簡記」（『文物』1961年1期），王仲殊「漢潼亭弘農楊氏塚登考略」（『考古』1963年1期），注 14 前掲『潼関県志 1990-2005』第27編文化，第9節将相遺址，楊震墓園を参照。
- 21) なお，「華陰東原」以外の越公房楊氏の埋葬地として，「潼郷習仙里」

がある。同地には、楊寛 (No. 6, No. 11, 楊鈞第四子), その妻韋始華 (No. 13), 庶長子楊文思 (No. 32), 第三子楊文志 (No. 12) が埋葬された。第 1 章第 2 節でも触れたように、「習仙里」は越公房楊氏の本貫地にして本宅の所在地である。また、「習仙里」を管轄する「潼郷」は、侯旭東『北朝村民的生活世界—朝廷、州県与村里』(商務印書館, 2005 年) の復元では、華陰市西部の五方村から「華陰東原」にいたるまでの東西約 22 km の範囲と推定している。

- 22) 長部悦弘「隋の辟召制廃止と都市」(『東洋史研究』44-3, 1985 年), 谷川道雄「六朝時代における都市と農村の対立的関係について—山東貴族の居住地問題からの接近—」(唐代史研究会編『中国の都市と農村』, 汲古書院, 1992 年) を参照。
- 23) 楊播系統の弘農楊氏については, 出土墓誌を網羅的にふまえた窪添慶文「北魏における弘農楊氏」(伊藤敏雄編『墓誌を通じた魏晋南北朝史研究の新たな可能性』, 科学研究費補助金(基盤研究 A) 研究成果中間報告書, 平成 22 - 26 (2010 - 2014) 年度, 2013 年) がある。
- 24) 「楊景墓誌」(注 16 前掲『隋代墓誌銘彙考』第 1 冊 320 頁) を参照。
- 25) なお, 越公房楊氏の宗党の具体例として楊謨がいる。彼の墓誌によると, 楊素に辟召されて幕僚・部将として開皇九年の平陳の役, 翌年の高智慧ら江南土豪層らの反乱鎮圧に活躍し, 龍驤將軍・上儀同三司に昇進した。楊素の武功の背景には宗党の支えがあった。「楊謨墓誌」については, 注 19 参照。
- 26) 魏晋南北朝期の宗正寺の制度と変遷については, 劉嘯「魏晋南北朝的宗正」(『九州大学東洋史論集』37, 2009 年) を参照。
- 27) 隋代の東宮禁衛の沿革については, 菊池英夫「唐初軍制用語としての「団」の用法—日本律令制下の「軍団」に触れて—(一)」(日野開三郎博士頌寿記念論集刊行会編『日野開三郎博士頌寿記念論集 中国社会・制度・文化史の諸問題』, 中国書店, 1987 年) を参照。

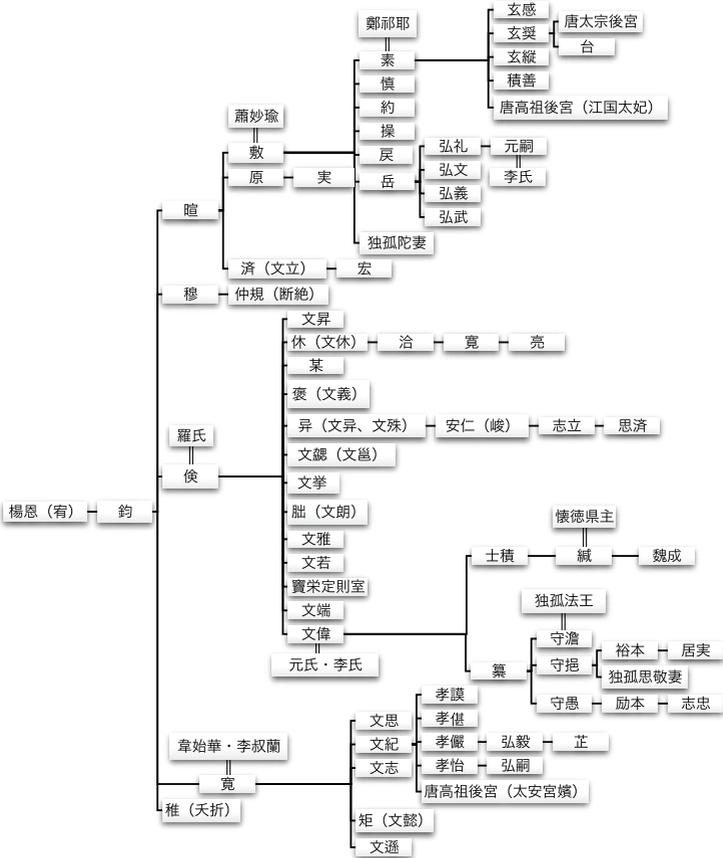
(28)

- 28) 隋室楊氏の系譜については、『周書』卷一九・楊忠伝、『隋書』卷一・高祖紀上、『北史』卷一一・隋本紀上、『新唐書』卷七一下・宰相世系表・楊氏を参照。その考証・考察については、王桐齡「楊隋李唐先世系統考」(『女師大学術季刊』第2巻第2期, 1932年), 同著『中国民族史』(増補訂正版, 文化学社 1934年), 韓昇『隋文帝伝』(人民出版社, 1998年) などがある。特に楊震から楊堅の六代祖楊鉉(燕・北平太守)までの系譜は信頼できない。
- 29) 平田陽一郎「皇帝と奴官—唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の側面—」(『史滴』36, 2015年)では、西魏・北周・隋唐の禁衛を担った近侍官が皇帝と私的な結合関係を結び、皇帝、ひいては国家の軍事的基盤を支え、宮廷政変を左右したことを論じているが、宗衛の侍官もこの近侍官の系統に位置付けられる。また、隋唐の前段階にあたる北周期の侍衛については、会田大輔「北周侍衛考—遊牧官制との関係をめぐって—」(『東洋史研究』74-2, 2015年)を参照。
- 30) 「姬威墓誌」については、陝西省文物管理委員会「西安郭家灘隋姬威墓整理簡報」(『文物』1959年8期), 伊藤誠浩「隋大業六年「姬威墓誌」に関する一考察」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』, 明治大学東アジア石刻文物研究所, 汲古書院, 2007年)を参照。
- 31) 宮崎市定「隋代史雑考」(初出 1959年, 同著『隋の煬帝』, 中央公論社, 1987年)によると、楊広が楊堅を弑殺したことを明確に述べた史料は、則天武后が久視元年(700)七月壬寅に発布した楊素の子孫を禁錮とした詔勅が初出で、『隋書』では楊堅の死が不自然であったことを示唆するのみで、楊広を弾劾する有力材料となりえる弑逆説を採っていないことから、同説を当時の風聞の一つにすぎないとする。一方、注10前掲劉健明『隋代政治与対外政策』上篇第二章「仁寿宮変」(初出 1995年)では、関連記事を網羅的に検討して楊堅の崩御前後に突発的な事件が発

生したことは確実としたうえで、楊広の即位過程における禁軍の重要性を指摘する。ただし、楊素と東宮禁衛の関係については言及がない。

- 32) 宇文述については、会田大輔「『宇文述墓誌』と『隋書』宇文述伝—墓誌と正史の宇文述像をめぐって—」(『駿台史学』137, 2009年)を参照。
- 33) 拙稿「唐朝政権の形成と太宗の氏族政策—金劉若虚撰「裴氏相公家譜之碑」所引の唐裴滔撰『裴氏家譜』を手掛かりに—」(『史林』95-4, 2012年)。
- 34) 注1前掲川合安「柳芳「氏族論」と「六朝貴族制」学説」, 佐藤賢「北魏後期における皇室の婚姻政策—北魏国家像の解明にむけて—」(『東洋文化研究』12, 2010年)。
- 35) 会田大輔「北周天元皇帝考」(『東方学』131, 2016年)。

越公房楊氏略系図



出典：表1「越公房楊氏墓誌一覽表（北魏後期～隋唐前半期）」所収の越公房楊氏墓誌、『魏書』卷58・楊播伝，同書同卷楊鈞伝，『周書』卷22・楊寬伝，同書卷34・楊敷伝，『隋書』卷46・楊昇伝，同書卷48・楊素伝，同書卷70・楊玄感伝，『北史』卷41・楊敷伝，『舊唐書』卷77・楊纂伝，『新唐書』卷106・楊弘礼伝，『新唐書』卷71下・宰相世系表・楊氏，『古今姓氏書弁証』卷13・楊氏，「太安宮嬪楊氏墓誌」（趙振華・孫紅飛「唐高祖李淵嬪楊氏與長安太安宮」，《唐都學刊》27-6），「江国太妃楊氏墓誌」（趙文成・趙君平編選『新出唐墓誌百種』，西冷印社出版社，2010年），「楊芷墓誌」（胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』，北京大學出版社，2012年），「独孤思敬妻楊氏墓誌」（中国社会科学院考古研究所編著『唐長安城郊隋唐墓』，文物出版社，1980年）
 参考文献：趙超編著『新唐書宰相世系表集校』（中華書局，1998年），王慶衛・王煊「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心—」（西安碑林博物館編『碑林集刊』11，陝西人民美術出版社，2005年），田中由起子「弘農楊氏系図」（『駿台史学』144，2012年），王連龍『新見北朝墓誌集釈』（中國書籍出版社，2013年）「五、楊恩墓誌」